

日・スイス経済連携協定の早期締結を求める

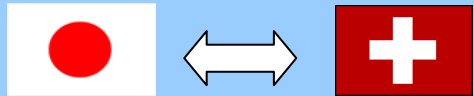
2007年2月20日
(社)日本経済団体連合会

提言「欧州統合と日欧経済関係についての基本的考え方」(2006年4月)
⇒EPAは日欧経済関係強化のための有効なツールのひとつ

提言「経済連携協定の『拡大』と『深化』を求める」(2006年10月)
⇒包括的で質の高い多国間・二国間EPAの推進

- ・わが国とEPA締結国間(大筋合意済みの国を含む)との貿易:貿易総額の約14%(交渉開始合意国を含めても1/3) ⇒EPAの拡大は引き続き重要な課題
- ・EPA締結に向けた物品貿易、サービス貿易、投資、ビジネス環境、知的財産権等に係わる議論 ⇒経済関係の一層の緊密化に寄与

日・スイスEPA交渉を迅速かつ着実に進め、
先進国間同士に相応しい包括的で質の高いEPAの早期締結を目指すべき



日・スイス経済連携強化の意義

(1) 国際的なルール作りにおける重要なパートナーとしてのスイス

- 世界貿易機関(WTO)や経済協力開発機構(OECD)など国際的なルール作りの場で緊密な協力関係あり
- スイスとの経済連携の強化
⇒ わが国の主張を国際的なルールに反映する上で有益

(2) 「自由貿易協定(FTA)先進国」としてのスイス

- スイスの対外貿易の8割以上はFTAによってカバー
- FTA先進国のスイスとの間で包括的で質の高いEPAの実現
⇒ わが国がEPAを拡大・深化していく中で、大きなプラスに

日・スイスEPAに期待される効果

(1) 物品・サービス貿易の自由化

- 乗用車、モーターサイクル、テレビ、ビデオ等の従量税を含めた関税撤廃(日本⇒スイスの7割が有税)
- サービス分野におけるネガティブリスト方式の採用 ⇒ 現行のWTO約束表を超えた高度な自由化(特にコンピュータ、電気通信、音響・映像サービスが重要)

(2) 利便性の高い原産地証明制度の導入

- スイスが導入している認定輸出者制度、自己証明制度を参考にした利便性の高い制度の導入、メリットの検証 ⇒ 他の国・地域とのEPAへの採用を検討

(3) 投資・ビジネス環境の整備

- ①取締役の国籍・居住要件、②滞在許可証発給の人数制限、の不適用等

(4) 知的財産権の保護

- 第三国における模倣品、海賊版対策の協力を盛り込んだ質の高い知的財産権保護の規定化